

5月19日産業統計部会での審議を踏まえた再整理事項
(その1:調査の重点化)

【各種データの整理】

1. 以下の関連データを整理してください。

① 「農業所得別に見た主・副業農業経営体数」を示してください。

単位:経営体

	全体	主業・準主業	副業
500万円未満	2,443 (100.0%)	1,276 (52.2%)	1,167 (47.8%)
500万円以上	1,093 (100.0%)	1,004 (91.9%)	89 (8.1%)
(うち1000万円以上)	524 (100.0%)	510 (97.3%)	14 (2.7%)
合計	3,536 (100.0%)	2,280 (64.5%)	1,256 (35.5%)

注:農林業センサスでは、農業所得を把握していないことから、代替的に、令和元年経営統計調査(個人経営体)の実績で作成した(②について同じ。)

② 「農業所得別・年齢別に見た副業的経営体数」を示してください。

単位:経営体

	全体	65歳未満	65歳以上	75歳以上
500万円未満	1,167 (100.0%)	57 (4.9%)	1,110 (95.1%)	387 (33.2%)
500万円以上	89 (100.0%)	0 (0.0%)	89 (100%)	23 (25.8%)
(うち1000万円以上)	14 (100.0%)	0 (0.0%)	14 (100%)	3 (21.4%)
合計	1,256 (100.0%)	57 (4.5%)	1,199 (95.5%)	410 (32.6%)

注:「65歳未満」は、「65歳未満で年間の自営農業従事日数が60日以上の子帯員」がない経営体

③ 今回の変更(副業的経営体について、基本項目のみ回答を求める)により、どれくらいの数の報告者が、負担軽減の効果を受けると想定されますか。

(→過去3年間の本調査において、主業・準主業、副業別の回答者数は、どのような状況ですか。)

単位:経営体

	総数	主業・準主業	副業
平成29年	4,154 (100.0%)	2,566 (61.8%)	1,588 (38.2%)
平成30年	4,128 (100.0%)	2,482 (60.1%)	1,646 (39.9%)
令和元年	3,536 (100.0%)	2,280 (64.5%)	1,256 (35.5%)

注:経営統計調査(個人経営体)の報告データから整理(平成29、30年は個別経営体)

④ 高齢者の経営体について、5年間の調査期間中に農業経営から脱落しやすいというデータや、回答率が低いといったデータありますか。

(回答)

(1) 経営統計調査の標本選定に当たっては、地方農政局等の職員が事前に調査対象経営体を訪問し、当該営農の種類及び生産する品目、選定後5年間継続的に営農するか否かの確認を行った上で選定していることから、高齢を理由に標本脱落しやすいといった事例はないと考えている。

(2) また、回答率についても、本調査は職員又は統計調査員が調査票を配布・回収し、調査対象経営体が回答する「自計調査」に加えて、必要に応じて調査対象経営体の代わりに職員又は統計調査員が回答を記入する「他計調査」でもあることから、極めて高い回収率(99.2%)となっており、高齢であることを理由に回答率が低いといった事実はない。

表 営農類型別経営統計(個人経営体)の回収率(令和元年実績)

	調査対象経営体数 (サンプルサイズ)	集計経営体数	回収率(%)
水田作(北海道)	120	119	99.2
水田作(都府県)	622	619	99.5
畑作(北海道)	168	163	97.0
畑作(都府県)	516	514	99.6
露地野菜作	493	491	99.6
施設野菜作	372	370	99.5
果樹作	448	448	100.0
露地花き作	91	91	100.0
施設花き作	46	45	97.8
酪農(北海道)	73	72	98.6
酪農(都府県)	178	178	100.0
繁殖牛	124	122	98.4
肥育牛	102	100	98.0
養豚	86	79	91.9
採卵養鶏	45	45	100.0
ブロイラー養鶏	31	31	100.0
その他	46	47	102.2
合計	3,561	3,534	99.2

注: その他の集計経営体数については、令和元年の販売金額が当該選定時の営農類型よりもその他作物(栽培きのこ類)の方が大きくなった事例が発生したことによる。

【今回の計画を立案した検討経緯】

2. 調査票を配り分ける指標として、主業・準主業、副業の区分を用いる判断に至った検討経緯を説明してください。

年齢で一律に線引きすることについては、以下に記載する疑問や懸念もあることから、これらに対する考え方も含めて、回答してください。

① 「担い手」について、数値を用いた定義がなされていないとのことでしたが、令和2年3月の「食料・農業・農村基本計画」の「2. 農業の持続的な発展に関する施策」では、

経営感覚を持った人材が活躍できるよう、経営規模や家族・法人など経営形態の別にかかわらず、担い手（効率的かつ安定的な農業経営及びこれを目指して経営改善に取り組む農業経営（認定農業者、認定新規就農者、将来法人化して認定農業者になることが見込まれる集落営農））の育成・確保を進める

と一定の定義がなされています。仮に、これが、「担い手」の一部の例示にとどまるとしても、年齢により「担い手」の線引きをするという考え方は示されていないという認識ではないでしょうか。

② 「担い手」の定義がない中、その近似する概念として、今回、主業・準主業、副業の区分を用いることが今回の計画ですが、「将来にわたって担い手となり得る経営体に対して詳細項目の報告を求め」る（5月19日の資料3のP5）という考え方の下、副業的経営体に対して、一律に詳細項目を設けないという対応は、本調査において、「65歳以上は、担い手ではない」という誤ったメッセージになりかねないのではないのでしょうか。

③ 本調査結果を用いて作成されている「農業経営の展望」（他産業並の所得を目指しつつ、新たな技術等を活用した省力的かつ生産性の高い農業経営モデルを主な営農類型・地域別に提示するもの）では、「主たる従事者一人当たりの所得(労働時間)」について400万円以上のモデルが提示されていますが、一方で、年齢的な要素についての記載は見られません。

経営統計において、年齢による区分はそぐわないのではないのでしょうか。

④ 本調査に関する審議において、農林業センサスで用いる主業、準主業及び副業の是非自体を論じることは求められていませんが、将来の担い手として、自立的な経営実態を有する者についての情報を捉えたいということが本調査の目的であるとすれば、少なくとも、本調査においては、調査票の配り分けの基準として、農林業センサスの区分（主業、準主業、副業）に縛られる必要はないのではないのでしょうか。

(回答)

- (1) 農林水産省では、令和2年3月に策定された「食料・農業・農村基本計画」の中で、持続可能な農業構造の実現に向けて担い手を育成・確保することとしており、中長期的に農業に従事する経営体を支援する方向性が打ち出されている。
- (2) 我が国農業は多様な経営体によって支えられている中で、効率的かつ安定的な農業経営になっている経営体の「担い手」については、幅広い施策の検討に資するデータ分析が重要であり、これらに応えられる統計データの把握が必要となる。
- (3) このため、統計調査に当たり多様な経営体の中で「担い手」の区分設定が必要となるが、様々な区分・分類についてその妥当性を検討し、最終的にベストではないものの担い手に近似するものとして「主・副業分類」を採用したものである。その検討の経緯は、次のとおりである。

【検討の経緯】

経営統計調査全体として報告者負担軽減を考えるにあたり、我が国の農業の「担い手」と「担い手以外」の双方に対して一律に詳細な調査事項の報告を求める必要性は乏しいと考え、「担い手」を対象に深掘り調査することとし、結果として「担い手以外」の経営体については調査事項を簡素化できると考えたものである。

この「担い手」については、農林水産省内において定量的な定義が決められておらず広義・柔軟な概念であり、所得や規模、年齢などの数値を用いた定義がされていないことから、「担い手」と「担い手以外」をどのような考え方により線引きするかということについて検討を進めた。

まずは、以下の指標毎について検討した。その結果、「主業・準主業」の指標について、比較的適切と判断した。

着目する指標	基準とした場合に想定される問題点	指標の適否
農産物販売金額	<ul style="list-style-type: none"> ・営農類型によって販売金額が大きく異なる (例：H30年営農類型別経営統計（個別経営）結果によると、水田作経営平均：205万円、施設野菜作経営平均：1,198万円、酪農経営平均：5,240万円、ブロイラー養鶏経営平均：12,108万円) ・基準とする金額を決めるのが困難 ・毎年の豊凶による変動が大きい 	×
経営耕地面積、営農類型規模	<ul style="list-style-type: none"> ・施設園芸のように、小規模であっても高収益作物により高収入を上げている経営体がある ・畜産のように、耕地を用いずに収益を上げている経営体がある ・営農類型によって規模が大きく異なる (例：H30年営農類型別経営統計（個別経営）結果によると、水田作経営平均：183a、施設野菜作経営平均：92a、酪農経営平均：49頭、採卵養鶏経営平均：15,036羽) ・営農類型ごとに基準とする面積・規模を決めるのが困難 	×
認定農業者	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村が改善計画を認定しており、農業経営者の意思だけでは決まらない ・市町村の中には基本構想を作成していない場合や5年後に不申請とする農業者がいる 	×
経営主、後継者の年齢	<ul style="list-style-type: none"> ・営農類型によって年齢構成が大きく異なる (例：H30年営農類型別経営統計（個別経営）結果によると、農業経営関係者（注1）のうち、65歳以上の割合は、水田作経営平均では7割、酪農経営平均では3割) ・基準とする年齢を決めるのが困難 ・経営主、後継者の年齢は毎年変化する 	×
基幹的農業従事者（注2）	<ul style="list-style-type: none"> ・主観的指標であり、統一的な基準がないため、小規模経営の高齢者も含まれる可能性がある (基幹的農業従事者1,363千人（うち65歳以上が7割）) 	×
主業・準主業経営体	<ul style="list-style-type: none"> ・農林業センサスで区分表章され、広く認知されており主業経営体の結果は白書等、政策担当部局で「担い手」に近い数字として利用されることが多い。 一方、65歳以上の世帯員のみで高所得を上げている経営体が除外される。 	△

注1：農業経営関係者とは、農業経営主夫婦及び年間60日以上自営農業に従事する世帯員をいう。

注2：基幹的農業従事者とは自己申告に基づき、仕事が主で、主に自営農業に従事した世帯員をいう。

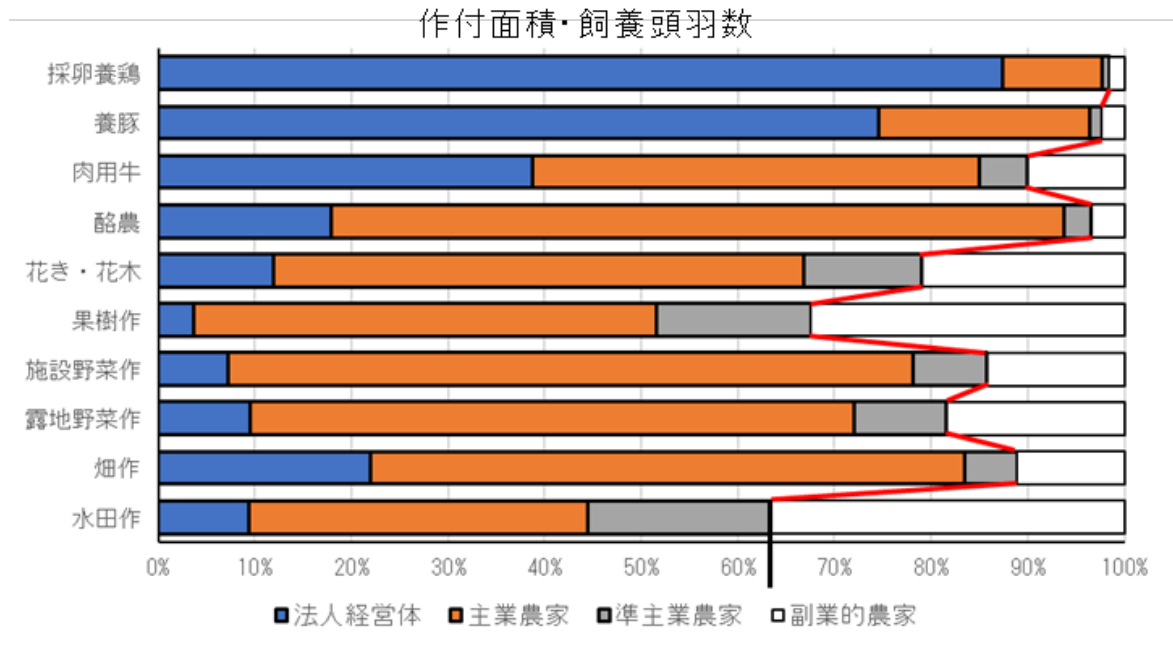
次に政策検討の際に求められる全国農業のカバー率の面から検討した。

食料・農業・農村白書における分析や農林水産省内の政策担当部局からの特別集計依頼としては、「担い手」に近い数字として「主業経営体」の数字を求められることが多々ある。

このことから、法人経営体＋主業経営体を「担い手」とすることで当初検討した。しかし、法人経営体＋主業経営体のシェアを営農類型別に供給量（面積・頭羽数ベース）を見ると（下図参照）、特に水田作経営では半分に満たないことになる。

一方、準主業経営体は若手農業従事者がおり、中長期的視点から主業経営体になり得る途上段階にある経営体が多く含まれると考えられる。

このため、準主業経営体まで対象を広げることが適切と考えた。これにより、水田作経営でも6割以上のシェアとなり、全ての農業経営について大半をカバーできるとみなせると考えた。



注： 1 2015年農林業センサスから作成
 2 法人経営体は、組織法人経営体の値
 3 畑作は麦類と大豆の作付面積の合計、花き・花木は露地及び施設の作付面積の合計

これらの検討により、より多くの担い手を効率的に抽出調査できるためには、農林業センサスで定義する「主・副業分類」により線引きすることがセカンドベストであると判断したところ。

(3) しかしながら「副業的経営体」の中にも、高い農業所得や広い農地で経営している「担い手」と考えられる経営体が存在している。「担い手」による「効率的かつ安定的な経営」を育成・確保していくためのEBPMに資するという目的を果たすには、「副業的経営体」の中からも調査対象を抽出することが、より望ましいことも事実である。

また、「担い手」に近似する範囲として「副業的経営体」を外すことは誤ったメッセージにもなりかねない。

(4) このような中で、5月19日の産業統計部会審議の過程で「青色申告」を線引き区分の基準として検討することも考えられるのではないかとのご提案があったので、当初案を修正する方向で検討した（検討内容は、別紙「個人経営体におけるロングフォーム・ショートフォームの配り分けについて（再考）」参照）。

【調査実務上の安定性への懸念】

3. 次のような場合、原案の「主業」「準主業」「副業」の区分で調査を行おうとすると、実務上、安定性を欠くのではないかと考えますが、問題はないのでしょうか。

仮に、問題と認識しているのであれば、どのような解決方法を想定していますか。

① 2020年農林業センサスの時点において、60～64歳の「主業経営体」「準主業経営体」であっても、今回の変更が適用される2022年（令和4年）調査の時点では、65歳を超え、自動的に「副業的経営体」となり、詳細項目は調査されないこととなるのではないのでしょうか。

② 2020年農林業センサスの時点において、所得に占める農業所得の割合が50%以上であっても、自営農業に60日以上従事する65歳未満の世帯員がいない場合には、「副業的経営体」として区分されます。

しかし、2022年（令和4年）の調査以降に65歳未満、60日以上の子帯員が加わった場合、実態としては「主業的経営体」に該当しますが、農林業センサス時点の区分で調査が行われるとすると、「副業的経営体」と扱われたままとなるのでしょうか。

③ 調査開始の時点で、例えば、「世帯主（65歳以上の人）とその息子（65歳未満、60日以上農業に従事）が農業に従事している経営体」は、「主業経営体」又は「準主業経営体」となって、詳細項目は回答することとなります。

しかし、仮に息子が一時的に農業以外の別の仕事で多忙となり、農業従事日数が60日未満となった場合には、この農家は「副業的」として扱われ、詳細項目の回答は求められないのではないのでしょうか。

このような一時的な事情によって左右される「主業」「準主業」「副業的」の区分は安定性を欠くのではないのでしょうか。

④ 調査対象となる副業的経営体で農業に従事する人が、調査開始時（あるいは農林業センサス時）には63歳だったのに、65歳を過ぎてしまったら、その経営体が調査対象から外れてしまう、というのは不自然ではないのでしょうか。

（回答）

（1）「主業」「準主業」「副業」の区分については、母集団情報である農林業センサスにおいて把握している項目であり、毎年調査票配布時にも主副業別区分の確認を行うこととしており、配布等における混乱は生じないと考えている。

（2）また、調査対象者が継続的に選定される5年間において世帯主が65歳以上になる場合や、一時的な事業により農業従事日数に変化がある等の変化があった場合にも、毎年調査票配布時に確認を行うこととしている。

(3) 主副業区分は、農林業センサスにおいて農業経営体を区分する指標として継続して位置づけられてきており、5年間の調査期間として今後も経営統計調査を実施していく上で、主副業別により農業経営体の置かれた営農の実態を区別して把握することは重要であると考えている。

(4) なお、これまでの調査においても、調査対象経営体の主副業区分の入れ替わりがあることを前提にして調査票の配布時、回収時において入れ替わりの有無を確認して正確な情報管理を行い、それぞれの区分毎に集計してきたところである。

今回の変更においては、調査票の配り分けが必要であることから、これまで以上に念入りに確認を行う必要があるものの、従来どおり集計してまいりたい。

【ロングフォームとショートフォームの配り分けに用いる指標】

4. 年齢で線引きをする必然性は何でしょうか。

また、年齢で線引きをするとしても、70歳、75歳としない理由はなんでしょうか。

(65歳の線引きが適当という判断であれば、「自営農業に60日以上従事している65歳以上世帯員」が65歳を迎えたことを契機に、離農する比率が高いというエビデンスを示してください。)

(回答)

年齢で線引きすることには、担い手把握として不十分な面があると承知している。
このため、修正案を検討することとしたところ。

5. 経営耕地面積、農業所得など、他の指標で線引きをした場合、具体的にどのような不都合が生じるのか説明してください。

(回答)

2. (2) **【検討の経緯】** で回答したとおり。

6. 主業や準主業においても、青色申告をしていない経営体が相当数存在すると思われ ますが、そのような経営体に対して、貸借対照表などの詳細項目を含むロングフォー ムの記入を求めることは、相当な負担になるのではないのでしょうか。

本調査で必要とされる事項の効率的な把握と、報告者の負担軽減とを両立させるため
には、青色申告をしている経営体に対してロングフォームの回答を求めるという選
択が有効ではないのでしょうか。

(回答)

負担感が大きいと懸念される貸借対照表については、税務申告の形態を踏まえ、調
査経営体が貸借対照表を作成している場合と作成していない場合で、記入内容を使い
分けている。

具体的には、貸借対照表を作成している調査経営体に対しては、その科目に応じた
記入をお願いし、作成していない調査経営体に対しては、各種帳簿等から貸借対照表
相当の勘定科目についての記入をお願いしている。さらに、それでも記入できないと
いう調査経営体に対しては、無理に記入を求めることはせず、集計時に「欠測値」とし
て補完(平均値代入法)することとし、負担感の軽減を図っているところである。

【集計】

7-1. これまでの集計表で、今回の「詳細事項」に該当する集計表を示してください。
統計表そのものをサンプルとして例示的に示していただくとともに、該当する集計表の一覧を示してください。

(回答)

令和元年の経営統計調査の集計表（例示）について、別添のとおりである（営農類型別経営統計の令和元年結果（確定値）は未公表であることから、表体の数値は空欄としている。）。

7-2. これらの表は、今回の改正後も同様に集計されるのでしょうか。

（副業的経営体が回答しない項目になりますから、集計する対象範囲が異なると思われませんが、副業的経営体については一切加味しない集計になるという理解でよいでしょうか。）

(回答)

- (1) 主業経営体及び準主業経営体は、今回の改正後も同様の集計を行うこととしている。
- (2) 他方、今回、把握を取りやめる副業的経営体については、別添の集計表から削除することとなるが、これと併せて、副業的経営体を含む集計区分である農業経営体及び個人経営体についても、従前と異なる区分により集計することにより断層が発生するため、改正後は集計を取りやめることとしている（次図参照）。

図 農業経営体の集計区分

農業経営体			
個人経営体			法人経営体
主業経営体	準主業経営体	副業的経営体	

注：網掛け斜体は、今回の見直しにより詳細項目の集計を取りやめる区分である。

なお、今回の修正案を踏まえて、主業経営体及び準主業経営体を含めて青色申告者について集計を行う。

7-3. その場合、断層が起こらないと保証できますか。

(詳細項目については、これまで全ての報告者を集計した結果として公表していましたが、今後、副業的経営体を除いた報告者のみの集計結果となるとすると、これにより、統計に断層が生じることを懸念します。)

(回答)

詳細項目について、今回の見直し後は、副業的経営体を含む集計結果（農業経営体及び個人経営体）を表章しなくなることから、断層が発生することもない。

【データニーズ】

8. 詳細項目で把握しようとする事項は、どのような利活用を想定したものでしょうか。収支項目については、地域別・営農類型別に詳細な農業経営モデル分析を行っており、継続的な把握が必要との説明もありましたが、例えば、モデル分析に当たって、どのようなデータニーズがあるのかについて、今回の重点化も含めて説明してください。

(回答)

(1) 詳細項目で把握する事項は、①貸借対照表、②投資と資金調達の状況、③主要農業固定資産の状況、④指定品目関係、⑤農業生産関連事業収支となっている。

(2) ①貸借対照表の各項目については、損益計算書の各項目とともに用いることで、各種分析指標（一般的な財務分析として流動比率、回転率等）を集計しており、営農類型間の比較のみならず、他産業比較も可能となっている。

(3) ②投資と資金調達の状況、③主要農業固定資産の状況、⑤農業生産関連事業収支の項目については、

i 農業経営が規模拡大と担い手への集約が進む中で「スマート農業」の実装に向けて農林水産省として強力に推進しており、新技術の導入による経営への影響評価に活用されることや新たな投資・融資を検討する際の判断指標になること

ii 多様な農業経営体の構成員となりうる、農業への新規参入を考える事業者にとって、参入可否や参入時の資金面での準備等で適切な判断ができる指標になること等により、中長期での農業構造形成に資する基礎データとなり得る。

(4) ④指定品目関係については、生産局が作成する「野菜をめぐる情勢*」や「果樹をめぐる情勢*」において、露地野菜や果実の品目別作業別労働時間が掲載されている。

※ めぐる情勢とは、農林水産省の各部局が所掌する施策（上述の場合は野菜や果実の生産、消費、流通・加工、輸出入、需給等）の各種情報をまとめたデータ集であり、国会答弁資料や党関係の説明資料として使用。

(5) また、詳細項目については、こうした行政部局を中心とした利用のみならず、JAグループ等が行っている農業経営の情勢報告等の資料にも活用することで、資産保有の状況や借入金規模などを営農類型別や経営規模別に分析すること等が考えられる。

(参考) 基本項目の利活用

- (1) 農業経営体の所得政策の策定、評価等の資料
- (2) 「食料・農業・農村基本計画」（令和2年3月31日閣議決定）で示される農業経営モデルの策定に当たっての基礎資料
- (3) 「食料・農業・農村白書」における農業経済の分析資料
- (4) GDP 統計（内閣府）、産業連関表（総務省等10府省庁）、生産農業所得統計、農業・食料関連産業の経済計算等の作成

